

特別養護老人ホーム楓の丘
ユニット型介護老人福祉施設

運 営 規 程

社会福祉法人 湖成会

(施設の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人湖成会が設置運営する特別養護老人ホーム楓の丘（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は入居者に対し、健全な環境の下で、社会福祉事業に関する熱意と能力を有する従業者による適切な処遇が行われるように努める。

2 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、在宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるように配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するように努める。

3 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立ち指定介護福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）の提供に努める。

4 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村等保険者（以下「保険者」という。）、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する事業者等との密接な連携に努める。

5 施設、入居者の人権、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム楓の丘
- (2) 所在地 静岡県富士宮市羽鮒2505番地の1

(従業者の職種・員数)

第4条 施設に勤務する従業者の職種・員数は次のとおりとする。ただし、員数は併設する短期入所生活介護事業所を含む。

- | | |
|---------------|------------------------------------|
| (1) 施設長（管理者） | 1名（併設の短期入所生活介護事業所及び通所介護事業所の管理者と兼務） |
| (2) 医 師 | 1名（嘱託） |
| (3) 生活相談員 | 2名以上 |
| (4) 介護職員 | 37名以上 |
| (5) 看護職員 | 3名以上 |
| (6) 管理栄養士・栄養士 | 1名以上 |
| (7) 機能訓練指導員 | 1名以上 |
| (8) 介護支援専門員 | 1名以上 |
| (9) 事務員 | 1名以上 |

(10) 調理員 1名以上

2 前項に定める者のほか、必要に応じてその他の従業者を置くことができる。

(従業者の職務内容)

第5条 前条に定める従業者の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師は、入居者の診察・健康管理及び保健衛生指導を行う。
- (3) 生活相談員は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者及びその家族の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- (4) 介護職員は、入居者の日常生活の介護・指導・援助を行う。
- (5) 看護職員は、医師の診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護・保健衛生管理を行う。
- (6) 管理栄養士または栄養士は、献立作成・栄養量計算及び食事記録・調理員の指導等の食事業務全般・栄養指導を行う。
- (7) 機能訓練指導員は、入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員は、入居者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が自立した日常生活を営む上での課題を把握し、施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。
- (9) 事務員は、施設運営・管理に係る事務処理を行う。
- (10) 調理員は、入居者に提供する食事の調理業務を行う。

(入居定員等)

第6条 施設の入居定員、ユニットの数及びユニットごとの入居定員は次のとおりとする。

ユニット型個室	100名
※北棟2階	10名×2ユニット
北棟3階	10名×4ユニット
北棟4階	10名×4ユニット

(内容及び手順の説明及び同意)

第7条 施設は、施設サービスの提供の開始に際して、あらかじめ、入居申込者またはその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の入居申込者のサービス選択に資すると認められる事項の説明を行い、当該サービス提供の開始について入居申込者の同意を得たうえで契約する。

(入退居)

第8条 施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な方に対し、施設サービスを提供する。

- 2 施設は、自ら適切な施設サービスを提供することが困難である等、正当な理由がある場合を除き、施設サービスの提供を拒むことはできない。
- 3 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合、その他入居申込者に対し自ら適切な便宜

を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所または介護老人保健施設等を紹介するなどの適切な措置を速やかに講じるものとする。

- 4 施設は、入居申込者の入居に際しては、入居申込者の心身の状況、病歴等の把握に努める。
- 5 入居の決定は、特別養護老人ホーム楓の丘入居指針に基づき決定される。
- 6 優先入居基準による入居については前項の指針により、優先入居検討委員会で検討する。
- 7 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討する。
- 8 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議する。
- 9 施設は、入居申込者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。
- 10 施設は、入居者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及び家族の希望、入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退居のために必要な援助を行う。
- 11 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者等に対する情報の提供その他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する事業所等との密接な連携に努める。

(要介護認定の申請に係る援助)

- 第9条 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者に対しては、要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 2 施設は、要介護認定更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(利用料等の受領)

- 第10条 施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、要介護状態に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた額とする。なお、その他の場合は、法令の定めるところによる。
- 2 前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げるサービスについて別に定める利用料金表により支払いを受ける。
 - (1) 居住費
 - (2) 食費
 - (3) 金銭管理サービス
 - (4) 特別な食事の提供
 - (5) 個別外出費用
 - (6) 私物洗濯代
 - (7) 日用品費
 - (8) レクリエーション・クラブ活動費
 - (9) 理美容代
 - (10) 日常生活上必要となるものにかかる費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの
 - 3 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者または家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者または家族の同意を得るものとする。

(施設サービスの方針)

第11条 施設サービス計画に基づき、入居者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて処遇を妥当適切に行う。

- 2 施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 施設の従業者はサービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入居者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 施設は、サービス提供に当たっては、当該入居者及び他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者行動を制限する行為は行わない。
- 5 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合、その態様や時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 7 施設は、入居者のプライバシーの確保に配慮する。
- 8 各ユニットにおいては、入居者がそれぞれの役割を持って生活を営めるように支援する。

(施設サービス計画の作成)

第12条 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により入居者について、その有する能力、その置かれている環境の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援するうえで解決すべき課題を把握する。

- 2 計画担当介護支援専門員は、入居者及び家族の希望、入居者について把握された解決すべき課題に基づき、当該入居者に対する施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供するうえで留意すべき事項を記載した施設サービス計画の原案を作成し、入居者または家族に対して説明し同意を得る。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後においても、施設サービス計画の実施状況及び入居者の解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

(介護)

第13条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 施設は1週間に2回以上、適切な方法により、入居者の入浴援助または清拭を行う。
- 3 施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については排泄の自立を図りつつ、おむつを適切に随時取り替える。
- 5 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整える。
- 6 施設は、入居者に対し、前各項に定めるほか、離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を

適切に行う。

- 7 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割をもって行うように適切に支援する。

(食事の提供)

第14条 食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立により、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に実施するものとする。

- 2 入居者の自立の支援に配慮して、可能な限り離床して行うように努める。
- 3 施設は、入居者の心身の状況等に応じ、適切な方法で食事の自立について必要な支援を行う。
- 4 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

第15条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者または家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(社会生活上の便宜提供等)

第16条 入居者の嗜好に応じた趣味、教養または娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行う活動を支援するものとする。

- 2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その入居者または家族において行うことが困難である場合は、その入居者の同意を得て代行する。
- 3 常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保する。
- 4 入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第17条 施設は入居者に対し、施設サービス計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。

(栄養管理)

第18条 施設は入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を行う

(口腔衛生の管理)

第19条 施設は入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を行う

(健康管理)

第20条 施設の医師及び看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

- 2 入居者が入院治療等の必要が生じた場合は、適切な病院若しくは診療所または介護老人保健施設等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

(入院期間中の対応)

第21条 入居者に入院の必要が生じた場合であって、医師の診断により明らかに3ヵ月以内に退院できる見込みがない場合、または入院後3ヵ月経て医師の診断により退院できないことが明らかになった場合は、入居者は施設を退居することとする。なお、退居後当施設に再び入居を希望される場合は、入居検討委員会にて配慮するものとする。

- 2 入居者が入院後3ヵ月以内に退院することができた場合は、再び円滑に入居することができるよう努めるものとする。

(緊急時等の対応)

第22条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに入居者の身体に急変が生じた場合は、速やかに病院等への連絡を行うとともに入居者の家族等に連絡し必要な措置を講じる。

(勤務体制の確保等)

第23条 施設は、入居者に適切な施設サービスを提供できるよう、従業員の勤務体制を定める。

- 2 施設は、施設の従業員によって施設サービスを提供する。ただし、入居者の処遇に影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 施設は、従業員に対し、その資質向上のための研修機会を確保する。
- 4 施設は、介護に直接携わる従業員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講ずる。
- 5 施設は、適切な指定介護施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等必要な措置を講ずる。

(業務継続計画の策定等)

第24条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(定員の厳守)

第25条 施設は、入居定員及び居室の定員を超えて運営しない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。

(非常災害対策)

第26条 施設は非常災害に備え、消防法に準拠して防災計画を別に定め、避難、救出、その他必要な訓練を年2回以上実施する。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

3 施設は、非常災害時における対応のため、防火管理者を置く。

4 非常災害に際する具体的計画は、消防のみならず、風水害・地震等の災害にも対処できるよう策定する。

5 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(衛生管理等)

第27条 入居者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延することがないように次の措置を講じるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を概ね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

(2) 施設における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する

(3) 施設において、従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的
に実施する

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う

(重要事項の掲示)

第28条 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第29条 従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、居宅介護支援事業所等に対して、利用者及びその家族の個人情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(苦情処理)

第30条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するとともに、当該苦情の内容等を記録するものとする。

- 2 施設は、提供した施設サービスに関し、保険者等が行う文書その他の物件の提出若しくは提示、または保険者等の職員からの質問及び照会に応じるとともに、入居者または家族からの苦情に対して、保険者等が行う調査に協力するとともに、保険者等から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 3 施設は苦情を申し立てた入居者に対して差別的な取り扱いを行ってはならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、事故発生の防止のための指針を整備する
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する
- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに入居者の家族及び保険者に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
- 4 施設は、入居者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、施設の故意または過失によらない場合は、この限りではない。

(記録の整備)

第32条 施設は、従業者、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する次の記録を整備し、その完結日から2年間保存する。
 - (1) 入居者の施設サービス計画
 - (2) 入居者に提供した具体的なサービスの内容等の記録
 - (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - (4) 市町村等への通知に係る記録
 - (5) 苦情の内容等の記録
 - (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(身体拘束廃止の取り組み)

第33条 施設は入居者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該

入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

- 2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとする
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する

(3) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する

(虐待の防止に関する事項)

第34条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見し場合は、速やかにこれを通報するものとする。

(協力病院等)

第35条 入院治療を必要とする入居者のために、協力病院、協力歯科医療機関を定める。

協力病院	<u>フジヤマ病院（富士宮市原683-1）</u> <u>湖山リハビリテーション病院（富士市大淵405-25）</u>
協力歯科医療機関	<u>さくらぎ富士歯科（富士市横割1丁目17番30号）</u>

(居宅介護支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第36条 施設は、居宅介護支援事業者等またはその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 施設は、居宅介護支援事業者またはその従業者から、当該施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(地域等との連携)

第37条 施設の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

(施設利用に当たっての留意事項)

第38条 施設は入居者が従業者や、他の入居者に対し、迷惑を及ぼすような活動を行うことを禁じる。

2 居室及び共用施設、敷地はその本来の用途に従って利用すること。

3 入居者の故意または過失により施設に損害を与えた場合、施設は損害賠償を請求することができる。

(その他運営に関する重要事項)

第39条 この規程に定めのない事項については、厚生労働省令並びに介護保険法の定めるところによる。また、この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人湖成会の役員会において定めるものとする。

(附 則)

この規程は平成25年 4月 1日より施行する。

この規程は平成27年 8月 1日より改訂する。

この規程は令和 5年 4月 1日より改訂する。

この規程は令和 6年 2月 11日より改訂する。